

第 145 号議案 長崎市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例について

目 次	ページ
長崎市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例の概要	・・・・・・・・・・1～4
長崎市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表	・・・・・・・・・・5～7



# 長崎市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要

## 1 改正理由

全国的な消防団員数の減少に歯止めをかけるため、国が開催した「消防団員の処遇等に関する検討会」の報告を踏まえ、各市町村に対し、消防団員の処遇改善の一環として報酬等の見直しの検討を求める通知がなされた。

本市としても、当該通知に基づく見直しを行い、消防団員が活動しやすい環境を整備し、さらなる団員確保対策を図りたいため。

## 2 改正内容

現 行			改 正 案		
種 類		金 額 等	種 類		金 額 等
報酬	報酬	団員36,500円/年 (毎月支給)		<b>年額報酬</b>	金額変更無し <b>(年2回支給)</b>
	機械員手当	20,000円/年		機械員手当	<b>見直し(廃止)</b>
費用 弁償	水火災等	5,700円/回 (4時間を超え 11,400円)	報酬	<b>出動 報酬</b>	<b>災害出動等</b> <b>8,000円/日</b> <b>(日をまたぐ 場合16,000円)</b>
	儀式・訓練等	5,700円/回			<b>訓練・警戒等</b> <b>4,000円/日</b>
	旅費	条例別表による	費用 弁償	旅費	変更無し

### (1) 報酬の見直し

ア 現行の「報酬」は、名称を「年額報酬」とする。

イ 各種消防業務に従事した際に支給している出動手当は、「費用弁償」から「報酬」に見直し、名称を「出動報酬」とする。

### (2) 出動報酬の支給単位及び金額の見直し

ア 出動報酬の支給単位を、「1回」から「日額」とする。

イ 災害出動等に対して支給する出動報酬は、「5,700円(4時間を超える水火災等は11,400円)」から「8,000円(日をまたぐ場合は16,000円)」とする。

ウ 訓練・警戒等に対して支給する出動報酬は、「5,700円」から「4,000円」とする。

### (3) 機械員手当の見直し

車両等の運転に従事する消防団員に支給している「機械員手当(年額20,000円)」は、車両の点検管理を新たに出動報酬の対象とすることに伴い廃止する。

### (4) 年額報酬の支給時期の見直し

「年額報酬」の支給時期を「毎月」から「年2回」に見直し、毎年4月及び10月に支給する。

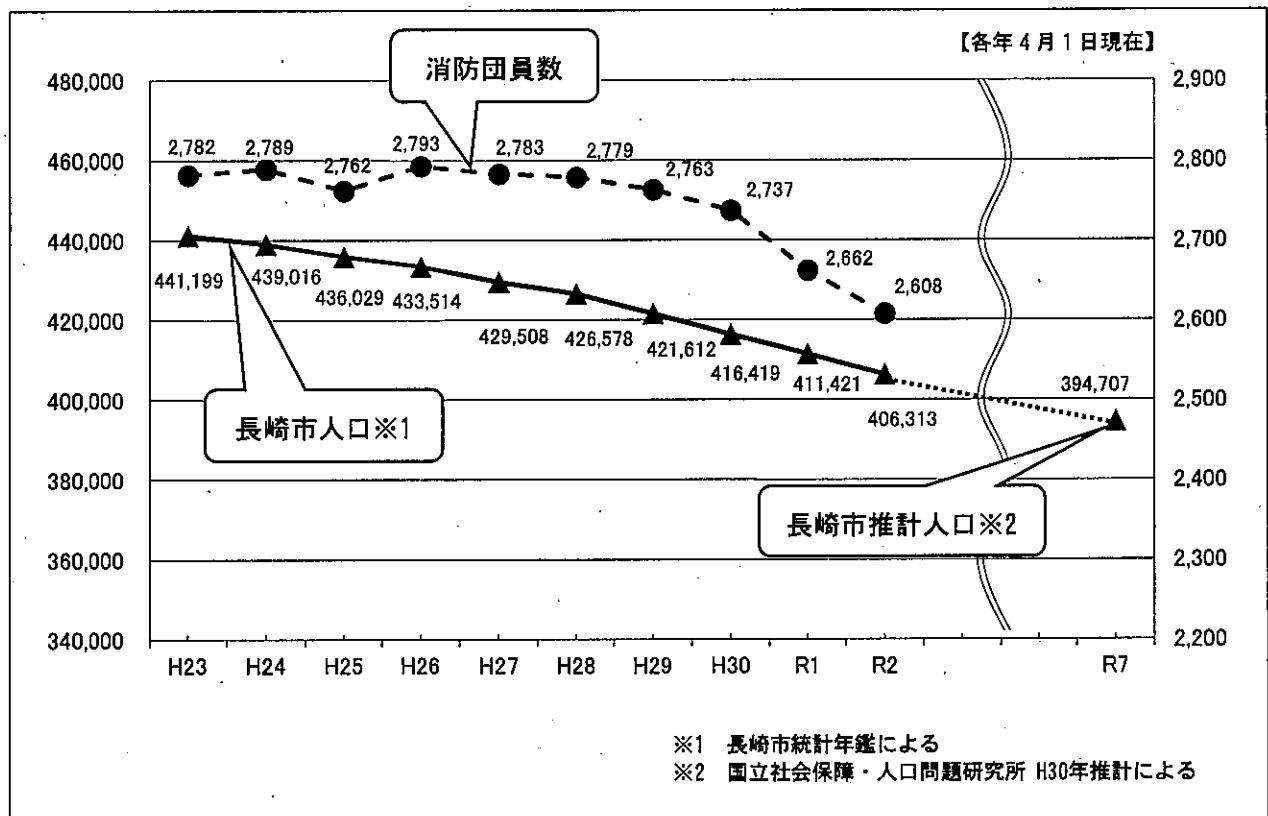
## 3 施行期日

令和4年4月1日

4 国通知（「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和3年4月13日付け消防地第171号））の主な内容

- (1) 消防団員の報酬の種類は、出勤回数にかかわらず年額により支払われる年額報酬と出勤に応じて支払われる出勤報酬の二種類とすること。
- (2) 年額報酬の額は、「団員」階級の者については、年額 36,500 円を標準とし、「団員」より上位の階級にある者については、市町村において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定めること。
- (3) 出勤報酬の額は、災害（水火災又は地震等の災害をいう。）に関する出勤については、日額 8,000 円を標準とし、災害以外の出勤については、市町村において、出勤の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額（日額 3,000～4,000 円程度）となるよう定めること。

【長崎市の人口と消防団員数の推移】



5 消防団との協議経過等（令和3年）

日付	会議名称等	出席者	内容
4月27日	【県主催】 消防団員の報酬等の基準の策定等にかかる説明会	県下各市町 消防団担当者	・総務省消防庁による説明 ・県による説明
5月24日	【県主催】 消防団員の報酬等の基準の策定等にかかる意見交換会	県下各市町 消防団担当者	・県による質疑応答 ・意見交換
7月2日	消防団長との協議	消防団長	・国通知及び検討会報告書の内容説明 ・市としても国通知等に基づいた見直しを行う必要性について合意を得た
7月9日	正副団長会議	・消防団長 ・副団長	・国通知及び検討会報告書の内容説明 ・市としても国通知等に基づいた見直しを行うことについて了承を得た
9月3日	【県主催】 消防団員の報酬等の基準の策定等にかかる第2回意見交換会	県下各市町 消防団担当者	・県による質疑応答 ・意見交換
9月22日	正副団長会議	・消防団長 ・副団長	・報酬及び費用弁償の見直し（案）の説明 ・質疑応答
10月15日 (西方面隊地区)	処遇等の見直しに関する説明会	・全分団長 ・各部の部長	・報酬及び費用弁償の見直し（案）の説明 ・質疑応答
10月18日 (東方面隊地区)			
10月19日 (北方面隊地区)			
10月20日 (南方面隊地区)			
11月4日	正副団長会議	・消防団長 ・副団長	・各地区の説明会で行った質疑応答の内容報告 ・報酬及び費用弁償の見直しについての情報共有

6 条例改正に伴う消防団員の処遇改善内容

(1) 災害出動等に対する支給金額の増加

災害出動等に対して支給する金額が1回 5,700 円から1日 8,000 円となることから、活動に対する支給金額が増加する。

(2) 出動報酬の支給範囲及び対象人数の拡大

訓練や警戒などに対して支給する金額が1回 5,700 円から1日 4,000 円となり、1回の活動に対する支給単価は減少することになるが、支給対象となる業務の範囲や対象人数を拡大する。

【主な拡大内容】

内容	業 務	概 要
新規追加	地域で行う防火防災訓練やイベント開催に伴う警戒	地域の防火防災訓練、夏祭り警備、鬼火警戒など
	機械器具月例点検	バッテリー点検、ポンプ管理、揚水訓練、走行訓練など
	災害出動以外の臨時対応	格納庫及び車両の緊急点検、避難所への資器材搬送、防火水槽への補水作業など
	各種研修	新人団員研修、機械員研修、庶務事務担当者研修
対象人数の拡大	火災予防運動	【現 行】参加人数の上限を設定 【拡大後】上限の設定を撤廃
	歳末深夜警戒	【現 行】警戒要員の上限を設定 【拡大後】上限の設定を撤廃

【出動報酬の支給対象人数の拡大】

	令和3年度 予算策定時	令和4年度 見込み	増加人員	増加率
支給対象人数	15,507人	22,700人	7,193人	+46.4%
支給額	96,262千円(※)	令和3年度と同規模 の予算額を想定		

※ 現行の費用弁償の額を示す。

長崎市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第2条</p> <p><u>消防団員に対する報酬の額は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 団長 <u>年額</u> 82,500円</p> <p>(2) 副団長 <u>年額</u> 69,000円</p> <p>(3) 分団長 <u>年額</u> 50,500円</p> <p>(4) 副分団長 <u>年額</u> 45,500円</p> <p>(5) 部長 <u>年額</u> 38,000円</p> <p>(6) 副部長 <u>年額</u> 37,500円</p> <p>(7) 班長 <u>年額</u> 37,000円</p> <p>(8) 団員 <u>年額</u> 36,500円</p> <p>2 <u>自動車又は消防艇の運転に従事する消防団員に対しては、前項の額に年額20,000円を加算して得た額を支給する。</u></p> <p>[新設]</p> <p>(報酬の支給)</p> <p>第3条 <u>報酬は、その年額を12で除して得た額を毎月21日(その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下これらの日を「日曜日等」という。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日等でない日)に支給する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第2条 <u>消防団員に対する報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。</u></p> <p>2 <u>年額報酬の額は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 団長 82,500円</p> <p>(2) 副団長 69,000円</p> <p>(3) 分団長 50,500円</p> <p>(4) 副分団長 45,500円</p> <p>(5) 部長 38,000円</p> <p>(6) 副部長 37,500円</p> <p>(7) 班長 37,000円</p> <p>(8) 団員 36,500円</p> <p>[削る]</p> <p>3 <u>出勤報酬の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>水火災又はこれらに類する災害の警戒、防ぎよ等の業務に従事した場合 日額8,000円</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる場合以外の警戒、儀式、訓練その他の消防業務に従事した場合 日額4,000円</u></p> <p>(報酬の支給)</p> <p>第3条 <u>年額報酬は、毎年4月及び10月の2期に分割して支給する。</u></p>

現 行

2 報酬は、消防団員がその職についた日の属する月分から支給する。

3 消防団員が一の職から職務を異にする他の職に移ったときは、その日の属する月分からその職の報酬を支給する。

4 消防団員がその職を離れたとき、又は死亡したときは、その日の属する月までの報酬を支給する。

〔新設〕

(費用弁償の額)

第4条 消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる額の費用弁償を支給する。

(1) 水火災又はこれらに類する災害の警戒、防ぎよ等に従事したとき

出勤1回につき	4時間以内のとき
	5,700円
出勤1回につき	4時間を超えるとき
	11,400円

(2) 儀式、訓練その他の消防業務に従事したとき 出勤1回につき5,700円

(3) 公務のため旅行するとき 別表に定める額

改正案

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる消防団員に係る年額報酬の支給は、それぞれ当該各号に定める額を支給する。

(1) 年度の中途において新たに消防団員の職についた者 その職についた日の属する月から年額報酬を月割により計算した額

(2) 年度の中途において一の職から職務を異にする他の職に移った者 その職についた日の属する月からその職の年額報酬を月割により計算した額

(3) 消防団員の職を離れた者又は死亡した者 年額報酬をその日の属する月までの月割により計算した額

3 出勤報酬は、前条第3項各号に掲げる業務の従事に係る報告がなされた日の属する月の翌月に支給する。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、消防団員がその職を離れたとき、又は死亡したときの報酬は、その日の属する月の翌月に支給する。

第3条の2 この条例に定めるもののほか、報酬の支給方法については、一般職の職員の給与の例による。

(費用弁償の額)

第4条 消防団員が公務のため旅行するときは、別表に定める額の費用弁償を支給する。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕



現 行	改正案
<p>(費用弁償の支給)</p> <p>第5条 <u>前条第1号及び第2号に規定する費用弁償は、同条同号に定める業務に従事した日の属する月の翌月の21日(その日が日曜日等に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日等でない日)に支給する。</u></p> <p>2 前条第3号に規定する費用弁償は、長崎市職員等の旅費に関する条例(昭和29年長崎市条例第29号)の規定に準じて支給する。</p>	<p>(費用弁償の支給)</p> <p>第5条 [削る]</p> <p>前条に規定する費用弁償は、長崎市職員等の旅費に関する条例(昭和29年長崎市条例第29号)の規定に準じて支給する。</p>